日本農業労災学会 2019年度(第6回)シンポジウム

# 第三者認証によるGAPの現況と労働安全

2019年5月17日

一般財団法人 日本GAP協会
事務局長　荻野 宏

# 本日の概要

1. GAPの概要
   - ・GAPとは
   - ・日本で普及するGAPについて
2. GAPをめぐる最近の状況
   - ・世界のGAPと「GFSI」
   - ・オリンピックの食材調達基準
3. ASIAGAPおよびJGAP認証制度の概要
   - ・ASIAGAPおよびJGAPの概要
   - ・持続可能性に資する基準の例
4. GAPにおける労働安全の概要
   - ・労働安全管理および事故発生時の対応
   - ・労働安全のリスク評価

# 1. GAPの概要
## GAPとは（農林水産省資料より）

ASIAGAP JGAP

| | |
|---|---|
| 「GAP」とは | 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。（GAP：Good Agricultural Practice） |
| 「GAPをする」とは | 農業者がGAP（活動又は取組）を自ら実施すること。<br>認証を取得しているかどうかは関係ない。 |
| 「GAP認証」とは | 第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明。 |
| | ASIAGAP、JGAP ： 一般財団法人日本GAP協会が策定した日本発のGAP認証。<br>ASIAGAPは青果物、穀物、茶に関してGFSI承認を受けている。<br>GLOBALG.A.P. ：ドイツのFoodPLUSGmbHが策定したGAP認証。主に欧州で普及している。青果物に関してGFSI承認を受けている。 |
| 「GAP認証をとる」とは | GAP認証を受けること。<br>これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。 |

**「GAP」は実施する（する）もの、「GAP認証」は取得する（とる）もの**

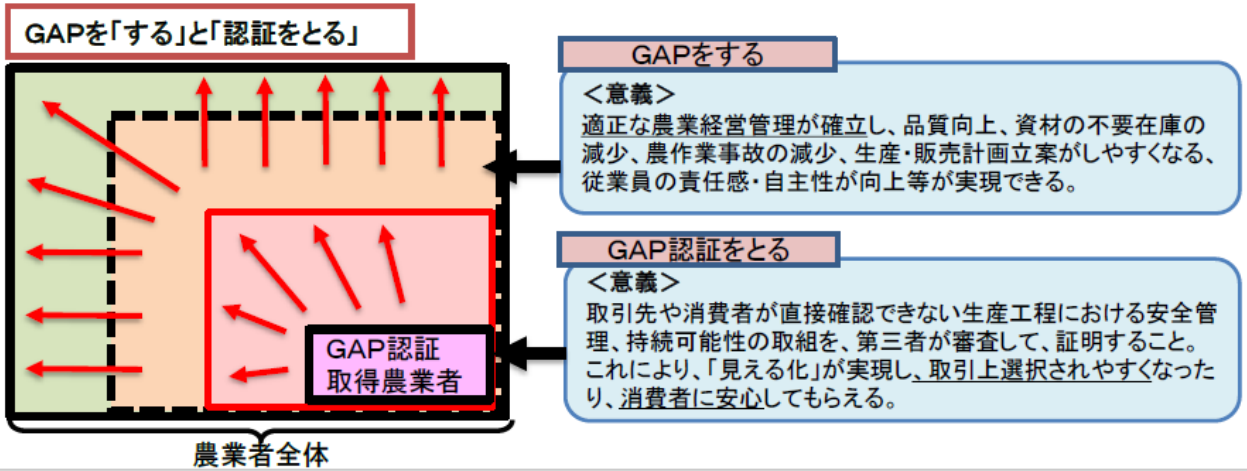


1

# 認証は何のために取るのか？（農林水産省資料より）

ASIAGAP JGAP

## 近年の世界における食をめぐる状況

| フードチェーンのグローバル化、複雑化 | 世界的な人口の増加で食糧が不足 | 奴隷制度、児童労働 | 情報伝達手段の発達で様々な問題の情報伝達が迅速化 | 生活水準の向上、ニーズの多様化 |
|---|---|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 流通過程の不透明化 | 環境破壊の進行 | 社会問題 | 世界・個別の問題が消費者に見える化 | 高品質商品へのニーズ |

↓

消費者の不信・不安が拡大

↓

消費者が安心、信頼できる食品へのニーズの高まり

⇒「見えない価値」が重視

| 見える価値 | 見えない価値 |
|---|---|
| 価格<br>機能<br>デザイン | 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護 ｝基礎的価値 |

↑

・ GAP認証により、「見えない価値」の見える化 ⇨ 取引の際の信頼確保につながる

4

※農水省資料（GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会 第1回）より

# 日本で普及するGAPについて（農林水産省資料より）

ASIAGAP JGAP

## ＜各GAPの構成と特徴＞

| | 「GAPをする」 | 「GAP認証をとる」 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 農林水産省ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ準拠 GAP | JGAP | ASIAGAP | GLOBALG.A.P. |
| 運営主体 | 都道府県等 | 一般財団法人日本GAP協会 | | FoodPLUSGmbH（ドイツ） |
| 審査機関 | ― | 4社 | | 3社（日本人審査員がいる会社） |
| 審査費用の目安（個別認証の場合） | ― | 10万円程度＋旅費 | | 25～55万円程度＋旅費 |
| オリパラ調達基準 | △（都道府県の確認がある場合） | ○ | | ○ |
| GFSI※承認 | ― | ― | 青果物、穀物、茶について承認 | 青果物について承認 |
| 認証取得経営体数（国内農畜産業） | ― | 2,785 （H30.3月末） | 1,415 （H30.3月末） | 632 （H30.6月末） |

※GFSI（Global Food Safety Initiative ）とは、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織（世界70カ国、約400社が加入するCGF（The Consumer Goods Forum）の下部組織）。

# 2. GAPをめぐる最近の状況
## 世界のGAPの例

農業や商取引等の事情を踏まえたGAPが世界各国・地域にあり、これはその一例。

# グローバル食品企業等から成る「GFSI」について

## ◆ Global Food Safety Initiative（GFSI）

GFSIの中心的な活動の一つとして、食品安全にかかわる認証プログラムについて、その適合性を判定・承認する仕組み（ベンチマーク）を提供し、適合性を監査。GFSI から承認された認証プログラムは、信頼に足る食品安全の認証制度として認識される。

GFSI Benchmarking Requirementsの適用範囲（セクター）

※〇で囲んでいる所がJGAP/ASIAGAPがカバーする範囲（ＡＩはJGAPのみ、EⅣはJGAPの精米・仕上茶のみ）

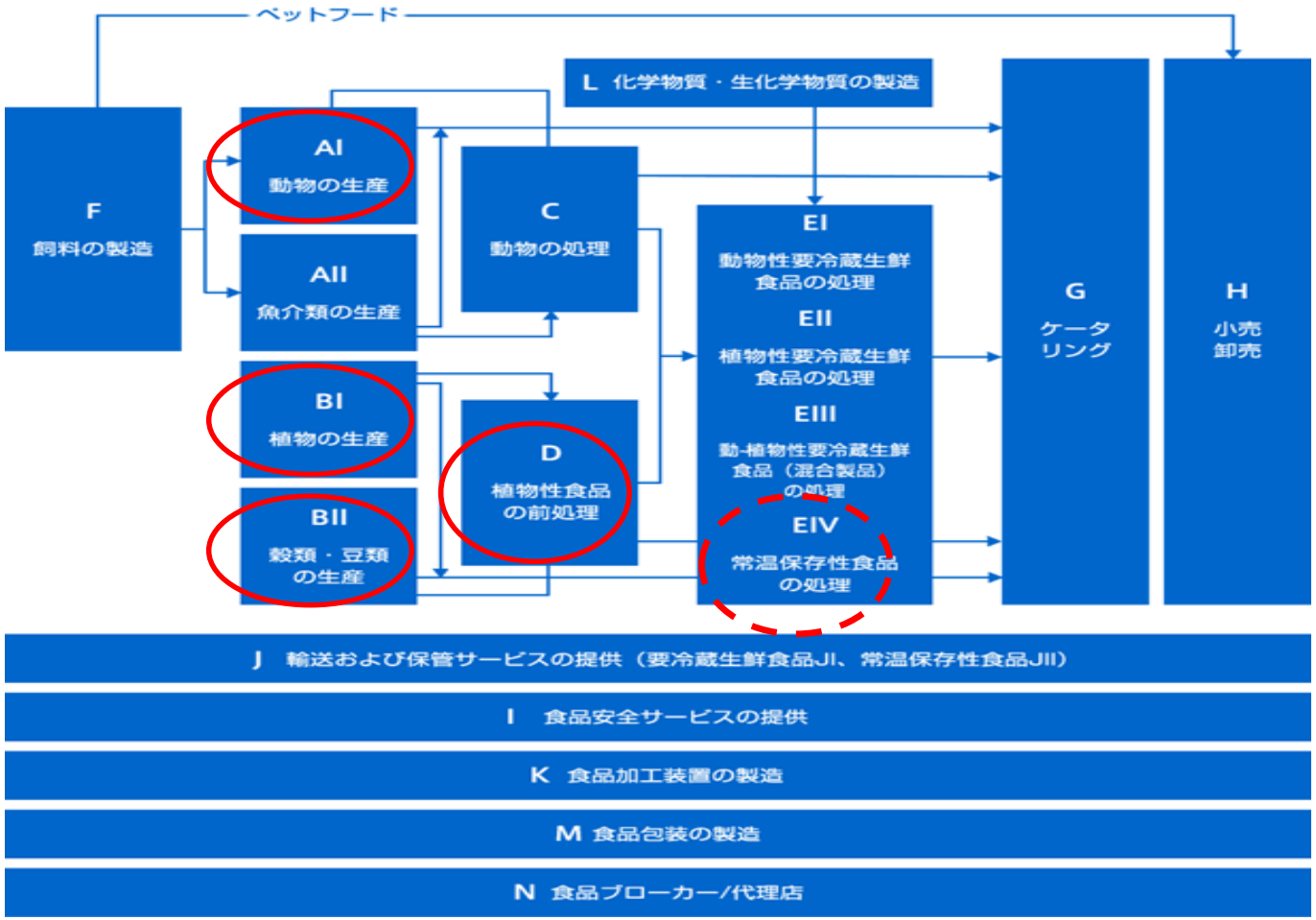

# 「GFSI」の概要

ASIAGAP JGAP

## 設立の背景

- ◆ 食品事故の多発
- ◆ 原料の調達・加工・生産のグローバル化
- ◆ 監査コストの増大
- ◆ 認証の仕組みの乱立

**食品安全のグローバル規格の必要性を共有**

**2000年5月　GFSI発足**
世界的に展開する主要食品企業により、フードサプライチェーン全体の安全性の向上に協働的に取り組む非営利財団として発足

## ビジョン、ミッション、目的

**ビジョン**
すべての消費者に安全な食品を

**ミッション**
世界中の消費者の信頼を得るため、食品安全での継続的改善を推し進める

**目的**
- ・食品安全リスクの低減
- ・コストの最適化
- ・能力開発・力量向上
- ・知識の交流ネットワーキング

## ボードメンバー（21名）

**Chair**
- ・カーギル　Mike Robach氏

**Vice-Chairs**
- ・アホールド　Anita Scholete op Reimer氏
- ・ウェグマンズ　Gillian Kelleher氏

**Member**
- ● ｺｶｺｰﾗ　● ﾈｽﾚ　● ｶﾙﾌｰﾙ
- ● ﾓﾝﾃﾞﾘｰｽﾞ　● ﾏｸﾄﾞﾅﾙﾄﾞ
- ● ｳｫﾙﾏｰﾄ　● ﾀｲｿﾝ
- ● 中糧集団有限公司
- ● ﾃｽｺ　● ｲｵﾝ　● ﾀﾞﾉﾝ
- ● ﾄﾞｰﾙ　● ｱﾏｿﾞﾝ　● ｵｰｼｬﾝ
- ● ﾒﾄﾛ　● ｺｽﾄｺ　● BRF S.A.
- ● 新希望六和股份有限公司

## 食品安全認証プログラムの承認

**食品安全認証プログラム間で等価性を図り、収束させることにより、食品安全リスクを軽減するとともに、コストを最適化する。**

**GFSI**

ベンチマーキング要求事項

**承認**

（ベンチマーキング要求事項との適合性を監査）

**1. 組織への要求事項**
（1）HACCP
（2）食品安全マネジメント
（3）適正規範（GAP、GMP等）

**2. 認証の仕組みへの要求事項**
（認証の信頼性を高める仕組み）

**1．と2．の両方を承認**

※　括弧内は本部のある場所

| | | |
|---|---|---|
| FSSC22000（蘭） | IFS（独） | |
| ASIAGAP（日） | Global Aquaculture Alliance（米） | JFS-C（日） |
| BRC（英） | GLOBALGAP（独） | PrimusGFS（米） |
| CANADAGAP（加） | GRMS（ﾃﾞﾝﾏｰｸ） | SQF（米） |

※赤枠は青果物の認証プログラムが承認されているもの

**1．のみ承認**
（政府規格技術的同等性承認）

China HACCP（中）
ほか 2プログラム

※農林水産省「GAPをめぐる情勢」から抜粋・加筆

# 2020年東京オリンピックの食材調達基準

ASIAGAP JGAP

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が決定。

**持続可能性に配慮した運営計画　フレームワーク（2016年1月）**

- 気候変動、資源管理、水・緑・生物多様性、人権・労働・公正な事業慣行等への配慮、参加・協働
- ISO20121（Event Sustainability Management System）の導入

**持続可能性に配慮した調達コード　基本原則（2016年1月）**

- 組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス製品が対象

2020年東京大会の食材調達基準の策定については、昨年8月より組織委員会の「持続可能な調達ワーキンググループ」において議論が進められ、2017年3月に決定された。

この調達基準の決定を受け、「東京2020大会　飲食提供に係る基本戦略」は、2018年3月に公表された。

# 物品別の個別基準《農産物》(組織委員会資料より)

ASIAGAP JGAP

《農産物》　持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

**<要件>**

① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア JGAP Advance(※現ASIAGAP)、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ 「農業生産工程 AP)の共通基盤に関 に準拠した 産され、都 による第三

ASIAGAP/JGAPは、ここに該当。

※JGAPは、組織委員会が認める認証スキームとして、正式に確認済み(2018年3月27日付け)。

**<要件を満たした上で推奨される事項>**

- 有機農業により生産された農産物
- 障がい者が主体的に携わって生産された農産物
- 世界農業遺産や日本 関や各国政府により認 業を営む地域で生産さ

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

**<国産を優先的に選択>**
(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

**サプライヤー(ケータリング事業者等)**

出典:東京2020組織委員会作成資料

# 物品別の個別基準《畜産物》(組織委員会資料より)

ASIAGAP JGAP

## 《畜産物》　持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

### <要件>

① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

ア JGAP、GLOBALG.A.P.、組織委員会が認める認証スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者による確認

### <要件を満たした上で推奨される事項>

- ・有機畜産により生産された畜産物
- ・エコフィードを用いて生産された畜産物
- ・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
- ・農場HACCPの下で生産された畜産物
- ・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

### <国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

**サプライヤー(ケータリング事業者等)**

出典:東京2020組織委員会作成資料

# ３．ASIAGAPおよびJGAP認証制度の概要
## 日本GAP協会の歩み

- 2002-2007年 流通・JA・行政等、多様なGAPが日本国内で作られていく
- 2006年11月 NPO法人日本GAP協会　設立

  設立の目的①：日本の業界標準のGAPを構築すること

  設立の目的②：世界に通用する日本の本格的なGAPを創り、普及すること
- 2007年11月 JGAPの第三者認証制度がスタート
- 2010年6月　JGAP青果物2010を発表。農水省ガイドラインに対応
- 2015年1月　一般財団法人日本GAP協会、NPO法人GAP総合研究所の2法人体制に発展
- 2016年5月　Basic及びAdvanceの2本立てとなる「JGAP2016」を発表
- 2017年3月　**初の畜産のJGAPとなる「JGAP 家畜・畜産物」を発表**
- 2017年7月　**JGAP Advanceの改定版となる「ASIAGAP Ver.2」を発表**
- 2018年5月　ASIAGAP Ver.2.1を発表
- 2018年10月 **Global Food Safety Initiative（GFSI）のベンチマーク要求事項を満たした規格としてASIAGAPが承認**

# ASIAGAPの概要

ASIAGAP JGAP

## ＜ASIAGAPのポイント＞

- GFSI承認の国際規格として展開していく認証プログラム。

  GFSI Benchmarking Requirements Version7 （及び7.1）に対応するため、JGAPに要求事項を追加。

- アジア共通のGAPのプラットフォームとなることを目指し、「ASIAGAP」とした。

## ＜ASIAGAPのGFSI承認の概要＞

- 基準文書：ASIAGAP Ver.2 青果物、穀物、茶
  ASIAGAP 総合規則 2017
- 承認されたセクター：ＢⅠ（植物の生産）、ＢⅡ（穀類・豆類の生産）、D（植物性食品の前処理）
- GFSI評価の基準文書：GFSI Benchmarking Requirements Version7.1
- 承認日：2018年10月31日

# ASIAGAP/JGAPの基準書の版の一覧

日本GAP協会が管理・運営を行う認証プログラムは次のとおり。

- ◆ ASIAGAP Ver.2.1
- ◆ ASIAGAP Ver.2 （2019年7月末まで新規の審査を受付）
- ◆ JGAP 2016

**＜JGAPについて＞**

- ✓ 10年の運用実績を持ち、日本の標準的なGAPとして必要十分な内容。
- ✓ 青果物、穀物、茶に加えて家畜・畜産物にも対応し、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏の生体と生乳、鶏卵を対象として、家畜衛生、アニマルウェルフェアへの配慮といった畜産特有の内容を含む。

**＜ASIAGAPの特徴＞**

- ✓ 食品安全に関するリスク管理を、国際標準であるCodex-HACCPベースで実現
- ✓ 食品防御、食品偽装への対応
- ✓ アレルゲン表示や、アレルゲン物質の交差汚染への対応
- ✓ 水を保管する場合の衛生管理
- ✓ 農場の選択制となる非通知の審査（総合規則）　　・・・・など

# 「JGAP家畜・畜産物」の開発

ASIAGAP JGAP

- 日本GAP協会では、先行して取り組んできた青果物・穀物・茶が一定の段階に達したこと、同時に、2020年東京オリンピック・パラリンピックへの対応や輸出の促進が畜産業における重要な課題となっていること等を踏まえ、「JGAP家畜・畜産物」の開発に着手することを決定。
- 2016年10月以降、技術委員会を開催して基準書の開発を進め、パブリックコメントの実施を経て、2017年3月31日に完成・公表。
- これに基づく審査及び指導の体制を順次整備してきており、一昨年の秋より、審査及び研修を開始。

＜JGAP家畜・畜産物の骨子＞

- 農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重に、アニマルウェルフェアへの配慮を加えた家畜・畜産物の総合的なGAP
- 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏の生体と生乳、鶏卵を対象
- 審査・認証等は、他のJGAP基準に準拠

# ASIAGAP/JGAP基準書（農場用管理点と適合基準）の概要①

以下はJGAP 2016青果物の基準書の目次。食品安全をはじめ、環境保全、労働安全、人権の尊重まで、農業の持続可能性に資する項目により構成。

目次


【管理点と適合基準】
Ａ．経営の基本
１．農場管理の見える化
２．経営者の責任
３．計画及び実績評価
４．栽培工程及び収穫工程におけるリスク管理
５．農産物取扱い工程におけるリスク管理
６．食品防御
７．供給者の管理
８．商品管理
９．苦情・異常・ルール違反への対応
１０．識別とトレーサビリティ

Ｂ．経営資源の管理
１１．責任者及び教育訓練
１２．人権・福祉と労務管理
１３．作業者及び入場者の衛生管理
１４．労働安全管理及び事故発生時の対応
１５．土の管理
１６．水の利用及び廃水管理
１７．施設の一般衛生管理
１８．機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具、工具等の管理
１９．エネルギー等の管理、地球温暖化防止
２０．廃棄物の管理及び資源の有効利用
２１．周辺環境への配慮及び地域社会との共生
２２．生物多様性への配慮

Ｃ．栽培工程における共通管理
２３．種苗の管理
２４．農薬の管理
２５．肥料等の管理

Ｄ．スプラウト類専用項目

Ｅ．きのこ類専用項目

# ASIAGAP/JGAP基準書（農場用管理点と適合基準）の概要②

## １．はじめに

本書は、下記の項目に関する適正農業規範(Good Agricultural Practice)であり、適切な農場管理とその実践について示したものです。

○農場運営　○食品安全　○環境保全　○労働安全　○人権・福祉

農産物の生産工程全体を経営の基本、経営資源の管理、栽培工程における共通管理の3つに分類し、上記5項目に関わる重要な管理点を列挙してあります。これらの管理点は、多様な生産者に共通する最低限の基準をまとめたものであり、それぞれの特徴ある農業のやり方や工夫を阻害しないよう作成されています。JGAPの管理点に注目して農場管理を行うことにより、上記5項目について適切に対応することができます。

また、JGAPが農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に消費者を含む農産物の買手との信頼関係構築に活用することができます。

JGAPは、農業生産者が主体的に活用する農業生産工程管理手法です。自己点検を通して農場管理を継続的に改善する経営管理体制を構築することができます。農産物の安全性を高める科学的なアプローチであり、農業生産者が自らの品質保証の仕組みとして導入するものです。またJGAPは、生物多様性の維持を含む環境保全型農業を基本とした持続的な農業経営を実現するものです。同時に、農場管理の適正化と効率化を通して、生産効率の向上にも寄与するものです。

一方で、第三者による審査・認証制度を活用することで、適切な農場管理を実践している信頼性の高い農業生産者や団体であることを社会全般へアピールすることができます。

## ２．本書の利用方法

本書には、二つの利用方法が用意されています。

一つ目の使い方は、農業生産者または生産者団体の経営者が農場・団体管理の改善のために本書を参考資料として利用する方法です。適切で効率的な農場・団体管理を実現するために、本書は役に立ちます。

二つ目の使い方は、適切な農場管理が実践されている農場・団体であることを消費者を含む社会全般に対して広く示すために、本書に定められた基準への適合性を第三者が評価する利用方法（JGAP審査・認証）です。JGAP認証は、信頼できる農場の目印として流通等の現場で活用されます。

※JGAP基準書１ページ（ASIAGAPも同じ内容）

# ASIAGAP/JGAP基準書（農場用管理点と適合基準）の概要③

以下は農場用管理点と適合基準の抜粋。適合基準は、適切な農場管理を実践するためのあるべき状態を示しており、取組例・備考は、取り組み方の例や参考情報（※ASIAGAPは別冊で提供）。

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 取組例・備考<br>（①や②の数字は適合基準に対応した番号） | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|---|
| B. 経営資源の管理 | | | | | | |
| 11.責任者及び教育訓練 | | | | | | |
| 11.1 | 必須 | 農場の責任者 | ① 農場の責任者（管理点2.1参照）は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。<br>② 農場の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>1)JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知している。<br>2)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 | ②例えば、下記の方法がある。<br>1）日本GAP協会のホームページを定期的に確認し、JGAPに関する最新の情報（総合規則、管理点と適合基準、技術レター等）を把握している。<br>2）JGAP指導員であり指導員証を示せる。JGAP指導員からJGAPに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。 | | |
| 11.2 | 必須 | 商品管理の責任者 | ① 商品管理の責任者（管理点2.1参照）は、下記の業務を統括している。<br>1）商品の種類・規格の管理（品目・品種・栽培方法等）<br>2）梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様<br>3）商品の表示の管理<br>4）農産物の安全や品質の確保<br>5）商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対処<br>② 商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>1）自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。<br>2）商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。 | ②例えば、下記の方法がある。<br>1）JGAP指導員であり指導員証を示せる。JGAP指導員からJGAPに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。<br>2）食品安全に関する一般衛生管理やHACCPの考え方等について外部の専門家または行政機関の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させている。 | | |
| 11.3 | 必須 | 肥料管理の責任者 | ① 肥料管理の責任者（管理点2.1参照）は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。<br>② 肥料管理の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>1）自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。<br>2）施肥や土壌の管理に関する知識を向上させる努力をしている。 | ②例えば、下記の方法がある。<br>1)JGAP指導員であり指導員証を示せる。JGAP指導員からJGAPに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。<br>2)有資格者や行政機関の実施する研修や指導または自己学習・資格取得で知識を向上させる。日本の場合、施肥に関する資格として、普及指導員、農協の営農指導員、施肥技術マイスター、土壌医検定がある。 | | |

# ASIAGAP/JGAPにおける持続可能性に資する基準の例①

ASIAGAP/JGAPにおける持続可能性に資する基準としては、例えば次のようなものがあげられる。

## ＜食品の安全性及び衛生面での配慮 ＞

- 使用量を抑制し残留農薬等の問題を起こさない農薬管理・・・・・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践、農薬使用基準を厳密に満たした計画の作成、誤使用を防ぐ保管、安全で適切な散布、使用記録、残留農薬検査など
- 環境に配慮した適切な施肥・・・・・品質向上と環境保全のバランスに配慮した施肥設計、肥料の安全性の確認、使用記録など
- 土壌の安全性への配慮・・・・・土壌の安全性に関するリスク評価と対策など
- 水の安全性への配慮・・・・・水の安全性に関するリスク評価と対策、農産物を最後に洗う水に対する水質検査など
- 交差汚染、異物混入の防止・・・・・圃場、倉庫、農産物取扱い施設における汚染物質との交差汚染に関するリスク評価と対策の実施など
- 出荷する農産物の安全の確保・・・・・食品安全危害要因の評価に基づく対策・ルール・手順の決定と実施、作業者の衛生管理など

# ASIAGAP/JGAPにおける持続可能性に資する基準の例②

## ＜トレーサビリティ＞

- 商品への適切な表示、出荷した商品の出荷と収穫のつながりの確保、生産工程全般にわたる必要な記録の保持など

## ＜人権・労働＞

- 強制労働の禁止・・・・・労働者に対し、暴行、脅迫、監禁などの精神または身体の自由を不当に拘束する手段で意思に反した労働を強制しないなど
- 児童労働の撤廃・・・・・ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている児童労働を利用しないなど
- 雇用及び職業における差別の禁止・・・・・雇用や昇進・昇級の決定には、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断しないなど
- 外国人労働者・・・・・外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認など

## ＜知的財産権の保護＞

- 自らの知的財産の保護、登録品種などの他人の知的財産の不侵害など

# ASIAGAP/JGAPにおける持続可能性に資する基準の例③

## ＜職場の安全・衛生（労働安全）＞

- 作業者の労働安全・・・・・圃場、作業道、農産物取扱い施設などにおける危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を周知し、実施など
- 事故への備え・・・・・労働事故発生時の対応手順や連絡網を定める、清潔な水及び救急箱の準備など
- 衛生設備の整備・・・・・農産物取扱い施設やトイレに必要な備品を備えた手洗い設備を備える、衛生的に管理されたトイレを備えるなど

## ＜省エネルギー＞

- 電気、重油、ガソリンなどのエネルギー使用量を把握した上での温室効果ガスの発生抑制と省エネルギーへの努力など

## ＜生物多様性の保全＞

- 農場と農場周辺に生息する動植物の状況の把握と記録、地域社会の一員としての環境と生物多様性への貢献を意識した活動の促進など

# 認証数および認証農場数の推移

ASIAGAP JGAP

## JGAP/ASIAGAP認証農場は4,213農場（2018年3月末）

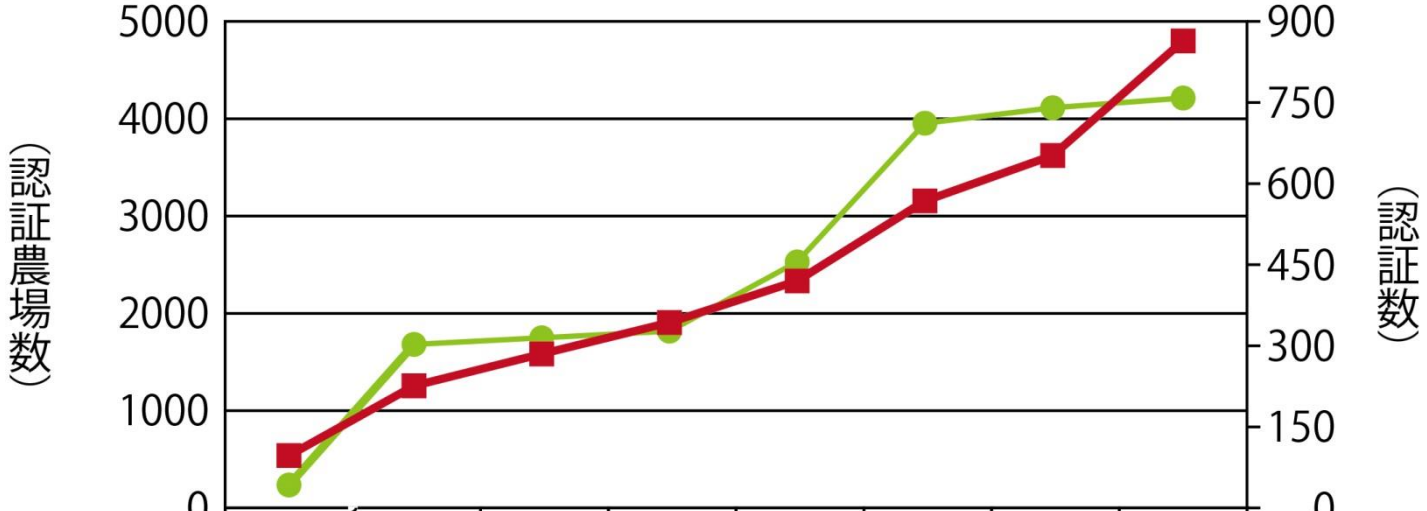


| | 2008 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 認証農場数 | 236 | 1,681 | 1,749 | 1,817 | 2,529 | 3,954 | 4,113 | 4,213 |
| 認証数 | 97 | 226 | 285 | 343 | 420 | 568 | 652 | 864 |

※各年3月末。2018年は家畜・畜産物（26農場、26認証）を含む。

※各年3月末現在。認証農場数は、個別認証の農場数と団体認証の所属農場数の合計である。

- ✓ 日本国内において第三者認証の仕組みを持つGAPとして最多。
- ✓ うちASIAGAPは、認証農場数1,416、認証数189（2018年3月末）。

# ASIAGAP/JGAP 指導・普及の体制と仕組み

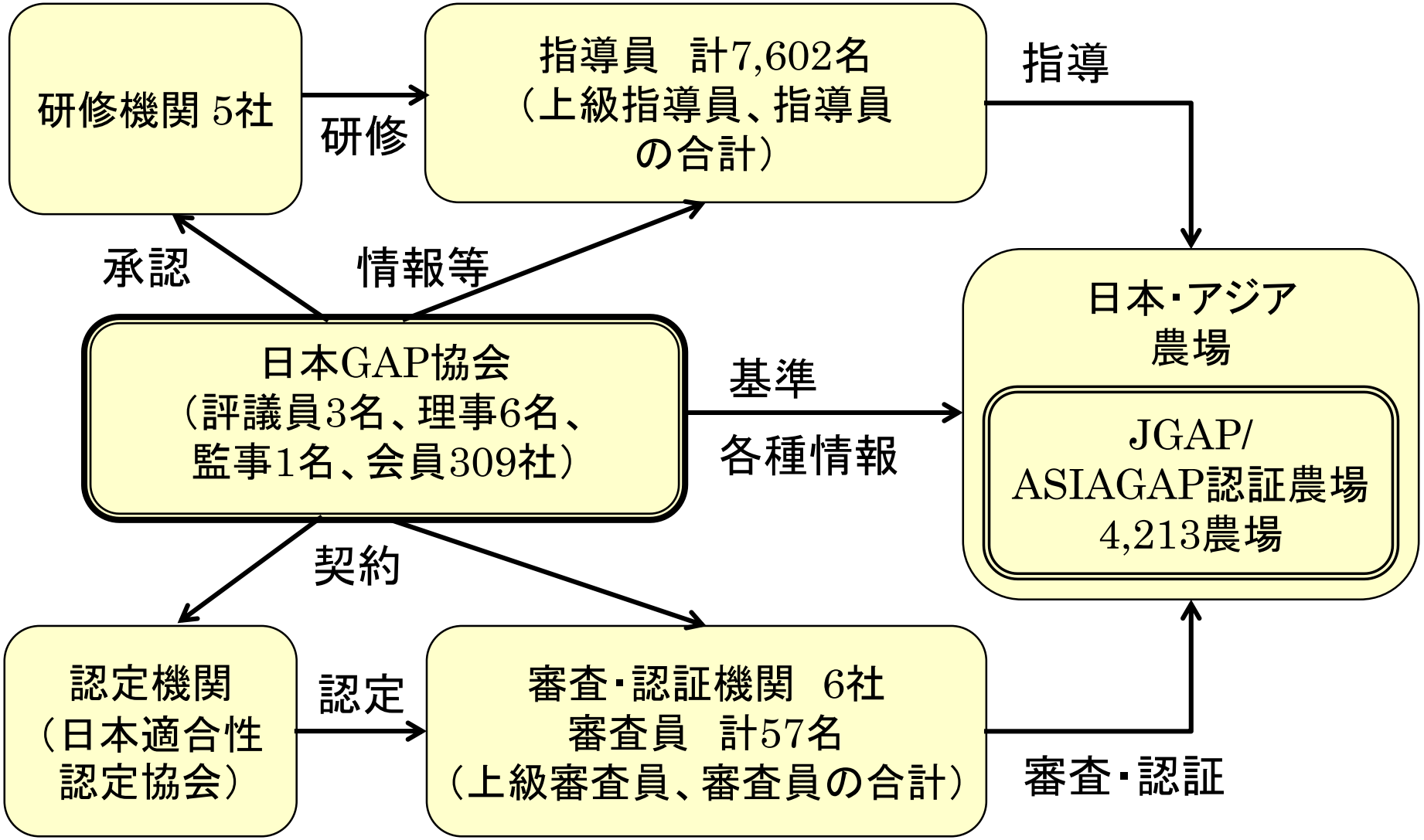


注1：2018年3月末時点。青果物、穀物、茶、家畜・畜産物の合計
注2：家畜・畜産物の審査・認証機関は日本GAP協会による認定

# 4. GAPにおける労働安全の概要

＜研修資料抜粋＞労働安全管理及び事故発生時の対応

【概要と意図】

- 使用者（事業主）は労働者に対して労働事故を防止する義務があります。また、労働安全衛生法は、労働者のいない家族経営には適用されませんが、事業主や家族が作業中の事故にあえば農業経営に悪影響が生じます。死亡事故が発生すれば廃業せざるを得ない事態になりかねません。
- どのような危険源（危険な場所や作業）があるかリスク評価して対策を講じる必要があります。特に業界で発生する比率が高い危険源については、必ずリスク評価の対象とします。自分は大丈夫という過信は禁物です。発生してからでは遅いため十分な未然防止対策を取ります。
- また、事故が発生してからの対応手順を整備することで影響を最小限に食い止めます。労災保険等への加入も実施して経営リスクを低減させます。

# 労働安全管理及び事故発生時の対応
# ･･･労働安全の責任者、法的有資格者

ASIAGAP JGAP

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 取組例・備考 |
|---|---|---|---|---|
| 11.5 | 必須 | 労働安全の責任者 | ① 労働安全の責任者（管理点2.1参照）は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。<br>② 労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>1）自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。<br>2）労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。<br>3）機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。<br>4）農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。 | ①行政機関（日本では労働基準監督署）の指導に従い、設備機器の法令に基づく検査・届出・報告をはじめ、労働安全を優先した作業環境を確保する責任がある。<br>②例えば、下記の方法がある。<br>1)JGAP指導員であり指導員証を示せる。JGAP指導員からJGAPに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。<br>2)行政または機械メーカー等の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させる。日本の場合、農作業安全情報センター（国立研究開発法人 農研機構 農業技術革新工学研究センター）のホームページから労働安全に関する資料及び研修情報を入手している。<br>3)取扱説明書及び機械自体に書かれている注意事項を確認する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受け、取扱説明書を保管している。<br>4)応急手当のできる者の証明として、例えば日本の場合では、消防署が実施する普通救命講習や日本赤十字社の救急法基礎講習を受講し受講証明をもらう。 |
| | | | | |
| 11.8 | 必須 | 公的な資格の保有または講習の修了 | 法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。 | 日本の場合、例えば、労働安全に関する資格・講習として危険物取扱者（消防法）、乾燥設備・ボイラー・フォークリフト・玉掛等の技能講習（労働安全衛生法）がある。 |

# 14. 労働安全管理及び事故発生時の対応

| 番号 | レベル | 管理点 | 必要な帳票類の例・参考資料 |
|---|---|---|---|
| 14.1 | 必須 | 作業者の労働安全 | 農産物取扱い工程のリスク評価表、圃場地図とリスク評価等、危険箇所・作業一覧<br>「平成26年に発生した農作業死亡事故の概要」<br>環境省「熱中症予防情報サイト」 |
| 14.2 | 重要 | 危険な作業に従事する作業者 | 教育訓練の記録、資格の合格証等 |
| 14.3 | 重要 | 労働事故発生時の対応手順 | 群馬県「農薬中毒の予防と応急処置」<br>環境省「熱中症の対処方法」 |
| 14.4 | 重要 | 事故への備え | 清潔な水、救急箱（中身はリスク検討の結果で用意する） |
| 14.5 | 必須 | 労働災害に関する備え（強制加入） | 保険の証書等 |
| 14.6 | 努力 | 労働災害に関する備え（任意加入等） | 保険の証書等 |

# 労働安全のリスク評価

ASIAGAP JGAP

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 取組例・備考<br>（①や②の数字は適合基準に対応した番号） |
|---|---|---|---|---|
| 【青果物】<br>14.1 | 必須 | 作業者の労働安全 | ① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。<br>リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。<br>1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用<br>2)耕耘機の使用<br>3)草刈機（刈払い機）の斜面・法面での使用<br>4)脚立の使用<br>② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。<br>③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。 | ①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。<br>対策には、例えば下記がある。<br>1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。移動時等の左右ブレーキの連結。<br>2)バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。<br>3)斜面・法面での十分な足場の確保<br>4)安定した設置、天板に乗らない、開脚防止チェーンをかける、昇降時にものを持たない。 |
| | | | | |
| 【穀物】<br>14.1 | 必須 | 作業者の労働安全 | ① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。<br>リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。<br>1) 乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用<br>2) コンバインの使用<br>3) 草刈機（刈払い機）の斜面・法面での使用<br>4) 耕耘機の使用<br>② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。<br>③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。 | ①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。<br>対策には、例えば下記がある。<br>1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。移動時等の左右ブレーキの連結。<br>2)詰まり除去時には回転を止める。<br>3)斜面・法面での十分な足場の確保<br>4)バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。 |

私たちは信頼できる農場の目印“ASIAGAP/JGAP”を創っています。

JGF Japan GAP Foundation

**一般財団法人　日本GAP協会**

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究所ビル 4階
TEL: 03-5215-1112 / E-mail: info@jgap.jp / http://jgap.jp

- 日本GAP協会メールマガジンを無料配信しています。日本GAP協会Webサイトからの登録、またはinfo@jgap.jpへメルマガ希望とメール下さい。
- 日本GAP協会では、GAPの普及のために共に活動して頂ける会員を募集しています。詳しくは日本GAP協会Webサイトのトップページのバナーをご覧下さい。